

## 少年の立ち直りに協力して下さる方を探しています！

家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？

家庭裁判所では、民間のボランティアの方々に、少年の「補導委託先」として協力していただいています。

「補導委託」とは、家庭裁判所が少年の最終的な処分を決める前に、民間のボランティアの方に、非行のあった少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら、生活指導をしてもらうという制度です。少年を預かっていただく個人や施設のことを「補導委託先」、補導委託先の責任者の方を「受託者」と言います。

補導委託は、建設業、製造業、農家、飲食店、理美容店の経営者などの個人の方々のほか、児童福祉施設、更生保護施設などをお願いしています。受託者の方には、少年と生活をともにしたり、仕事を教えていただいたりする中で、生活習慣や、社会人としての心構えなどについて指導していただいています。受託者やその家族の方々と一緒に生活することは、少年が、家族や他人との付き合い方を見つめ直し、非行から立ち直る大変よいきっかけになっています。



受託者になるための条件はありません。また、特別な資格も必要ありません。家庭裁判所と密に連絡をとりながら愛情と熱意を持って少年を指導していただけること、それだけです。

ただ、少年を預かって、生活全般についての指導をしていただくことになりますので、適当な環境や設備を備えていること、少年の秘密を守ることなどに配慮していただいています。家庭裁判所では、必要なときに適切な補導委託先に預けることができるように、補導委託先になっていただける方を求めています。

補導委託に関するお問い合わせは、福岡家庭裁判所少年調査官室(092-510-0419)で承っております。気軽にお問い合わせください。